

## 家畜保健衛生所たより

**牛トレーサビリティ制度において正確な情報伝達が図られるよう、管理者の皆様は法に基づく届出を迅速かつ正確になされますようお願いいたします。**

牛トレーサビリティ制度は、BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号によって一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階で個体識別情報の提供を行っています。

今般、熊本県内の牛の管理者が事実と異なる出生日を届出していた、という牛トレーサビリティ法の届出義務違反が確認され、農林水産省九州農政局から催告を受けました。

このような届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者や関係者の信頼を揺るがすもので、あってはならない行為です。

管理者の皆様におかれましては牛トレーサビリティ制度の信頼を確保するために、法に基づく届出を迅速かつ正確にされますようお願いいたします。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで  
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5568-0817 または090-5564-1018